

一時預かり事業(幼稚園型)無償化について

1 無償化給付の対象者

一時預かり事業(幼稚園型)利用者のうち、保育の必要性が認められる児童
保護者からの申請に基づき、市で保育の必要性を認定

2 無償化給付額

月額上限:11,300円

@450×利用日数と当該月の各園へ支払う利用料を比較して、低い方の金額
(@450×25日=11,250円)

3 旭川市一時預かり事業(幼稚園型)実施要綱で定める利用料

【日額設定】 (通常教育時間含む)	8時間以内		8時間超
	下限	上限	加算可能額
通常教育日	300	500	30分 100円以内で 加算可能
午前保育日	500	700	
休日・長期休業日	400	900	
【時間設定】 (通常教育時間含む)	8時間以内		8時間超
	時間単価		概ね1時間100円
【月額設定】	下限	上限	30分100円以内
	4,000	8,000	

※土曜日・長期休業期間等の実施がある場合は、8,000円を超える月額設定も可。

4 対象となる幼稚園・認定こども園

幼稚園:24園

※国立附属幼稚園は旭川市一時預かり事業(幼稚園型)の実施基準を満たしていないため対象外
認定こども園:35園

<対象見込児童数(H31.4.15現在)>

	定員	在園児童数	利用児童数	利用見込数	H31見込数
幼稚園	3,135	2,360	852	864	1,716
認定こども園	694	597	314	66	380
計	3,829	2,957	1,166	930	2,096

5 給付方法(案)

各月ごとに精算、給付額を確定し、翌月各園へ支払 → 1か月遅れの現物給付(代理受領)

※各園は対象者の保護者からは各月の利用料を徴収しない。

※各園は対象外者の保護者からは各月の利用料を徴収する。

6 申請方法等(案)

- (1) 各園を通じて保護者から認定申請と給付申請の提出(保護者 → 各園 → 市)
＜申請時期＞ 令和元年度:7~8月頃(在園児のみ, 途中入園児童は随時)
令和2年度以降:毎年12月(入園手続きのとき, 新入園児童・継続児童合わせて)
- (2) 認定通知等は各園を通じて保護者へ送付(市 → 各園 → 保護者)
- (3) 各園が当該月の児童ごとの利用状況を翌月初めに市へ報告
- (4) 当該月の給付額を確定, 給付金額通知, 月末支払

